

## 第2部 主要な基本的概念



## 第1章 「材料」について

ある産品が、一の国の原産品であるかないかを判断するに当たっては、当該産品と、当該産品の生産において使用した材料との関係に基づき検討を行うこととなる（詳細については、第2章を参照のこと）。

そこで、まず第1章において「材料」という概念について考えてみることにする。

### 1. 「材料」の定義について

一般的に「材料」とは、

他の産品の生産に使用される産品・・・（＊）

と解される。

しかしながら、（＊）に掲げた定義はかなり幅広い解釈が可能であるところ、もう少し考察を加えることとする。

イチゴジャムを例にとってみよう。材料としては、イチゴ、砂糖、ペクチンの他、香料料等の添加物といったものが、まず考えられる。

イチゴジャムを生産するためには、これらの『材料』を、鍋・タンク等の容器に入れ、加熱・攪拌することが必要である。加熱・攪拌に当たっては、ガス・電力等のエネルギーも必要となる。

これら、鍋・タンク等の容器、ガス・電力（注）等も『（イチゴジャムの）生産に使用される産品』と解することは十分に可能であると思われる。

（注）電力は『産品』に該当するのかという疑問が湧くかもしれない。確かに目に見えず形もないが、現実には国際的に取引されていることから、「産品」とみなしても問題はないものと思われる。HS品目表においても第27.16項に「electrical energy（電気エネルギー）」として規定されている。なお、同項は任意採用項であり、日本は採用していないことから、関税定率法別表の第27類は第27.15項までとなっている。

他にも、化学品の生産において、化学反応を促進するために触媒が用いられるが、それら触媒はでき上がった産品の中には留まらない。しかしながら、『生産に使用される産品』であることは間違いのないものと思われるところ、『材料』とみなしても特段の問題はないという議論は十分に可能であろう。

以上述べたことを整理すると、『材料』は以下の2つのカテゴリー（ここでは、「A材料」及び「B材料」という表現を用いることとする。）に大きく分けられるものと思われる。

- ・ A材料：他の産品の生産に使用される産品であって、でき上がった産品の中に何らかの状態とどまっているもの（例えば、イチゴジャムにおける、イチゴ、砂糖、ペクチン、香料料等）
- ・ B材料：他の産品の生産を行う際に使用される産品であって、生産という行為を行うために

## 第2部 主要な基本的概念

使用される道具等や、生産工程において消費される等して、でき上がった産品の中にはとどまらないもの（例えば、(i)イチゴジャムにおける、鍋・タンク等の容器、ガス・電力、(ii)化学品における触媒）

A材料については、原産品であるかないかの判断に必要であることは、容易に理解できるであろうが、B材料については、そもそも考慮する必要があるのかという疑問が生ずるかもしれない。

しかしながら、例えば、原産品であるかないかを判断するためのルールのうち、付加価値基準に基づくものに関しては、その適用に当たって生産コストを考慮する必要が生ずる場合があり、そして生産コストの算定に当たっては、B材料の価額も当然必要となり得るところである。したがって、B材料も考慮の対象とすることが必要となり得る訳である。

しかしながら、最終的な産品の一部を構成するA材料と、最終的な産品を構成しないB材料とを全く同等に扱うことには、特に品目別規則が関税分類変更基準又は加工工程基準に基づく場合には、大いに疑問が残るであろう。この点を考慮して、A材料とB材料とでは異なる取扱いを行うように規定することとなる。

（注）関税分類変更基準及び加工工程基準については、第2章第1節参照。

その異なる取扱いが具体的にどのように規定されることとなるのかを、日本の14のEPAにおいて見てみよう。

規定の方法は大きく以下の2つに分けられる。

### ① まず、材料とは、

『他の産品の生産に使用される産品』（＝A材料+B材料）

である、と幅広く定義するとともに、B材料については特別な規定（多くの場合、「B材料は原産材料とみなす。」というもの。こうすることにより、原産性の判断に当たって実質的に考慮する必要がなくなる。）を設けて、当該規定による処理を行うこととし、結果として、原産品であるかないかの判断に当たっては、実質的にA材料のみを考慮すれば良いという構造としている。この①のスタイルを採っているEPAは、シンガポールEPAを除く13のEPAである（厳密には、一部異なる規定をしているEPAもあるところ、下記にて詳述する。）。

一方、

### ② 「材料とは、A材料である」という趣旨の定義とし、原産品であるかないかの判断に当たっては、A材料を考慮するという構造としている。

この②のスタイルを採っているEPAは、シンガポールEPAである。（なお、シンガポールEPAにおいては、B材料に係る規定が存在していないが、この点についてはオーストラリアEPA第3.11条の解説（第3部第2章）を参照のこと。）

ここまで述べてきた「B材料」に関し、EPAにおいては特別な名称が与えられている。すなわち日本の14本のEPAのうちB材料に係る規定が存在する13本のEPAにおいては、スイスEPAを除く12本のEPAにおいて「間接材料（indirect materials）」と呼ばれており、一方、スイスEPAにおいては、「中立的な要素（neutral elements）」と呼ばれている。

このB材料、すなわち「間接材料（又は中立的な要素）」の意義の詳細については、オース

表2-1

|                                                                                |                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>①オーストラリアEPA 第3.1条 定義 (Article 3.1 Definitions)</b>                          |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                | For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                        |
| (g) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                 |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | the term “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                                                         |
| <b>②UNCTAD合意文書</b>                                                             |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | なし                                                                                                                                                                                                       |
| <b>③一般特惠原産地規則</b>                                                              |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | 明文規定なし                                                                                                                                                                                                   |
| <b>(参考規定)</b>                                                                  |                                                                                                                                                                                                          |
| <b>関税暫定措置法施行令第26条</b>                                                          |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。                                                                                                                                 |
| 2                                                                              | 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品                                                                                                                   |
| <b>④旧京都規約 附属書D.1 原産地規則に関する附属書 (Annex D.1 Annex concerning rules of origin)</b> |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | なし                                                                                                                                                                                                       |
| <b>⑤シンガポールEPA 第22条 第3章における用語 (Article 22 Definitions under Chapter 3)</b>      |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                | For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                        |
| (a) 「材料」とは、物理的に他の製品に組み込まれ又は他の製品の生産工程において加工の対象となる成分、部品、構成要素、半組立品及び製品をいう。        |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | the term “material” includes ingredients, parts, components, subassemblies and goods that were physically incorporated into another good or were subject to a process in the production of another good; |
| <b>⑥メキシコEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)</b>                               |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                | For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                        |
| (1) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                 |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | the term “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                                                         |
| <b>⑦マレーシアEPA 第27条 定義 (Article 27 Definitions)</b>                              |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                | For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                        |
| (i) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                 |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | the term “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                                                         |
| <b>⑧フィリピンEPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)</b>                              |                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                | この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                              |

## 第2部 主要な基本的概念

|                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                       |
| (i) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                                                                                                          |
| the term “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                        |
| <b>⑨チリEPA 第54条 定義 (Article 54 Definitions)</b>                                                                                                                          |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                             |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                       |
| (g) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                                                                                                          |
| the term “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                        |
| <b>⑩タイEPA 第27条 定義 (Article 27 Definitions)</b>                                                                                                                          |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                             |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                       |
| (i) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                                                                                                          |
| the term “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                        |
| <b>⑪ブルネイEPA 第23条 原産品 (Article 23 Definitions)</b>                                                                                                                       |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                             |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                       |
| (h) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                                                                                                          |
| “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                                 |
| <b>⑫インドネシアEPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)</b>                                                                                                                      |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                             |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                       |
| (h) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。                                                                                                                                          |
| the term “material” means a good that is used in the production of another good;                                                                                        |
| <b>⑬アセアン包括EPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)</b>                                                                                                                      |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                             |
| For the purposes of this Chapter, the term:                                                                                                                             |
| (g) 「材料」とは、物又は物質であつて、製品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の製品の生産に使用されるものをいう。                                                                                          |
| “materials” means any matter or substance used or consumed in the production of a good, physically incorporated into a good, or used in the production of another good; |
| <b>⑭ベトナムEPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)</b>                                                                                                                        |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                             |
| For the purposes of this Chapter, the term:                                                                                                                             |
| (g) 「材料」とは、物又は物質であつて、製品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の製品の生産に使用されるものをいう。                                                                                          |
| “materials” means any matter or substance used or consumed in the production of a good, physically incorporated into a good, or used in the production of another good; |
| <b>⑮スイスEPA 附属書2第1条 定義 (Annex II Article I Definitions)</b>                                                                                                              |
| この附属書の規定の適用上、                                                                                                                                                           |

|                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| For the purposes of this Annex,                                                                                                                                          |
| (i) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。                                                                                                                                           |
| “material” means a product that is used in the production of another product;                                                                                            |
| <b>⑯インドEPA 第26条 定義 (Article 26 Definitions)</b>                                                                                                                          |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                              |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                        |
| (h) 「材料」とは、物又は物質であつて、産品の生産において消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。                                                                                                    |
| the term “materials” means any matter or substance consumed in the production of a good, physically incorporated into a good, or used in the production of another good; |
| <b>⑰ペルーEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)</b>                                                                                                                          |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                              |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                        |
| (i) 「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいい、構成要素、成分、原材料及び部品を含む。                                                                                                                     |
| The term “material” means a good that is used in the production of another good, including any components, ingredients, raw materials or parts;                          |

トラリアEPA第3.11条の解説（第3部第2章）を参照されたい。

なお、「材料」という用語から想像され得るところの、加工度の低い「原料」に限ることはなく、それ自体が製品と見なされ得るものであつても、それが他の産品の製造に使用される場合には、当該他の産品の「材料」と見なされることとなる（例：自動車の製造に使用される自動車用エンジン）。

では、「材料」の意義について、EPAの原産地規則においてどのように規定されているかを具体的な条文で確認してみる。

14本のEPA原産地規則に加えてUNCTAD合意文書、旧京都規約及び一般特惠原産地規則における「材料」の定義を表2-1において比較対照してみる。

この表より、14本のEPA原産地規則における規定は、表2-2のように区分されることが見て取れる。

同表に掲げるグループA及びグループCについては、容易に理解できるものと思われるが、グループBについては補足説明が必要であろう。

アセアン包括EPA及びベトナムEPAにおける規定は、

any matter or substance used or consumed in the production of a good, physically incorporated into a good, or used in the production of another good

となっているが、これは、any matter or substanceを修飾する句として

(a) 『used or consumed in the production of a good, physically incorporated into a good』と

表2-2

|       | 材料の定義                           |        | 該当するEPA                  |
|-------|---------------------------------|--------|--------------------------|
| グループA | 『他の製品の生産に使用される<br>製品』（＝A材料+B材料） | （上記の①） | 下記以外の10本のEPA             |
| グループB | A材料+『他の製品の生産に使用される製品』           |        | アセアン包括EPA、ベトナムEPA、インドEPA |
| グループC | A材料                             | （上記の②） | シンガポールEPA                |

(b) 『used in the production of another good』

の2つが同じレベルで並列して記載されているものと解される。

このうち、(a)は、修飾句として『physically incorporated into a good』を含むことから、A材料に対応することは明らかであると思われる。

そうすると、(a)と対比して置かれている(b)は、グループAの規定にある『used in the production of another good』という表現と全く同じであるが、B材料に対応するものと解するのが妥当と思われる。

すなわち、同じ表現を用いていながら異なるEPAにおいては異なる意味を表している場合があるということがこの例より見て取れよう。

なお、インドEPAにおいては、上記の(a)に対応する修飾句は

『consumed in the production of a good, physically incorporated into a good』

となっており、アセアン包括・ベトナム各EPAにおける規定の冒頭の『used or』が落とされた形となっている。『used or』がない以上、それら2つのEPAとの間でニュアンスの差が生ずる可能性は残ると思われるが、等しく『physically incorporated into a good』があることを考慮すると、実質的な差は生じないと解しても問題はないものと思われる。

## 2. 「1次材料」・「2次材料」について

製品の生産に使用される製品が「材料」であるが、その「材料」の生産に使用される製品＝「材料」も想定され、これは「材料」の「材料」ということとなる。

このように、同じ「材料」という用語を使用しても、レベルが異なるものが存在することから、それらについて整理を行ってみよう。

今、製品の生産に直接使用される材料のことを「1次材料」と呼び、次に「1次材料」の生産に使用される材料のことを「2次材料」と呼ぶこととする。更に、「2次材料」の材料は「3次材料」、・・・となるが、煩雑となるのでここでは「2次材料」までに留めておく。

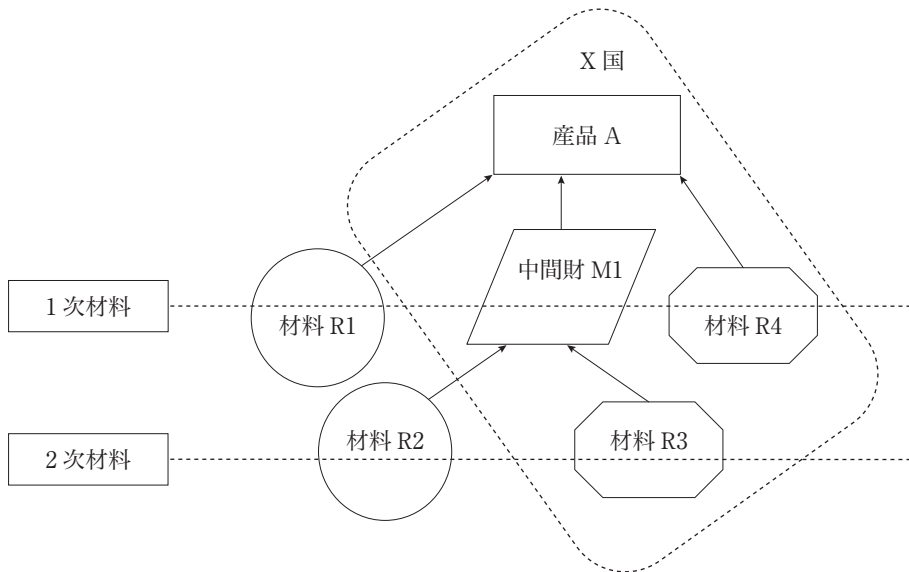
では、この「1次材料」、「2次材料」のうち、どれが製品にとっての「材料」と見なされるのであろうか。

以下、図2-1に沿って説明する。なお、図2-1において、中間財<sup>28)</sup> M1は材料R2と材料R3

28) 本書においては、「中間財」という用語は、生産工程の中間段階にあつて原材料として使用される財、という一般的な意味に用いることとする。なお、メキシコEPAにおいては、「中間財」に類似した「中間材料」という用語が使用されているが、これは、一般的な意味での「中間財」のうち、同EPA第26条に規定する「中間材料」を意味するものである。



図2-1



とから生産されたものとする。

R1及びR4が材料と見なされることは明白であろうが、R2及びR3の扱いに迷うかもしれない。

R2及びR3はM1の材料ではあるが、M1の中に取り込まれた時点でAからはその存在は見えなくなっており、したがってAの材料とは言えなくなる、

とする考え方（#1）も成り立ち得るが、その一方で、

R2及びR3も突き詰めていけばAの中に取り込まれていることから、上記1.の（\*）の考え方に照らせばAの材料と見なせる、

とする考え方（#2）も成り立ち得る。

これはどちらの考え方が正しいかという問題ではなく、その拠って立つ前提、すなわち、1次材料のみを対象とするか、それとも2次材料まで考慮するかによって異なってくるものと解される。

この『1次材料のみを対象とするか、それとも2次材料まで考慮するか』という点は、下記第2章で説明する実質的変更基準（特にその内の付加価値基準）及び第3章で説明する累積の意義を理解するに当たって重要なポイントとなることを予め指摘しておく。

### 3. 「原産材料」・「非原産材料」について

#### (1) 「原産材料」及び「非原産材料」の意義について

上記1.で述べたとおり、「材料」を用いて「製品」を生産する訳であるが、この材料が「原産材料」であるか「非原産材料」であるかという点が、当該製品が「原産品」と認められるか認められないかに大きく影響を及ぼすこととなるところ、この点について見てみよう。

今、オーストラリアにおいて生産され、オーストラリアEPAの下での「オーストラリア原

表2-3

|                                                                                                                                                                                                      |                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>①オーストラリアEPA 第3.1条 定義 (Article 3.1 Definitions)</b>                                                                                                                                                |                                                                                        |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                          |                                                                                        |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                    |                                                                                        |
| (h) 「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。                                                                                                                                                                 |                                                                                        |
| the term “originating material” means a material that qualifies as originating in accordance with the provisions of this Chapter;                                                                    |                                                                                        |
| <b>②UNCTAD合意文書</b>                                                                                                                                                                                   |                                                                                        |
| なし                                                                                                                                                                                                   |                                                                                        |
| <b>③一般特惠原産地規則</b>                                                                                                                                                                                    |                                                                                        |
| 明文規定なし                                                                                                                                                                                               |                                                                                        |
| <b>(参考規定)</b>                                                                                                                                                                                        |                                                                                        |
| <b>関税暫定措置法施行令第26条</b>                                                                                                                                                                                |                                                                                        |
| 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。                                                                                                                             |                                                                                        |
| 2                                                                                                                                                                                                    | 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品 |
| <b>④旧京都規約 附属書D.1 原産地規則に関する附属書 (Annex D.1 Annex concerning rules of origin)</b>                                                                                                                       |                                                                                        |
| なし                                                                                                                                                                                                   |                                                                                        |
| <b>⑤シンガポールEPA 第22条 第3章における用語 (Article 22 Definitions under Chapter 3)</b>                                                                                                                            |                                                                                        |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                          |                                                                                        |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                    |                                                                                        |
| (b) 「非原産材料」とは、この章の規定に基づいて決定される原産国とは異なる国において生産に使用される材料をいう。                                                                                                                                            |                                                                                        |
| The term “non-originating material” means a material whose country of origin, as determined under this Chapter, is not the same country as the country in which that material is used in production; |                                                                                        |
| <b>⑥メキシコEPA 第2条 一般的定義 (Article 2 General Definitions)</b>                                                                                                                                            |                                                                                        |
| 1                                                                                                                                                                                                    | この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、                                                         |
| For the purposes of this Agreement, unless otherwise specified:                                                                                                                                      |                                                                                        |
| (n) 「原産材料」とは、第4章の規定に従って原産材料とされる材料をいう。                                                                                                                                                                |                                                                                        |
| the term “originating materials” means materials qualifying as originating under the provisions of Chapter 4;                                                                                        |                                                                                        |
| <b>⑦マレーシアEPA 第27条 定義 (Article 27 Definitions)</b>                                                                                                                                                    |                                                                                        |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                          |                                                                                        |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                    |                                                                                        |
| (j) 「締約国の原産材料」とは、締約国の領域において他の製品の生産に使用される当該締約国の原産品をいう（第29条1の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）。                                                                                                              |                                                                                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| the term “originating material of a Country” means an originating good of a Country which is used in the production of another good in the territory of the Country, including that which is considered as an originating material of the Country pursuant to paragraph 1 of Article 29; |
| <b>⑧フィリピンEPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                                                        |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (j) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の製品の生産に使用される当該締約国の原産品（第30条1の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。                                                                                                                                                                                                     |
| the term “originating material of a Party” means an originating good of a Party which is used in the production of another good in the Party, including that which is considered as an originating material of the Party pursuant to paragraph 1 of Article 30;                          |
| <b>⑨チリEPA 第54条 定義 (Article 54 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                                                           |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (h) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の製品の生産に使用される当該締約国の原産品（第33条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。                                                                                                                                                                                                      |
| the term “originating material of a Party” means an originating good of a Party which is used in the production of another good in the Party, including that which is considered as an originating material of the Party pursuant to Article 33;                                         |
| <b>⑩タイEPA 第27条 定義 (Article 27 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                                                           |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (i) 「非原産材料」とは、他の製品の生産に使用される製品であって、(k)に規定する締約国の原産材料でないものをいう。                                                                                                                                                                                                                              |
| the term “non-originating material” means a good which is used in the production of another good and does not qualify as an originating material of a Party referred to in paragraph(k)below;                                                                                            |
| (k) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の製品の生産に使用される当該締約国の原産品をいう（第29条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）。                                                                                                                                                                                                      |
| the term “originating material of a Party” means an originating good of a Party which is used in the production of another good in the Party, including that which is considered as an originating material of the Party pursuant to Article 29;                                         |
| <b>⑪ブルネイEPA 第23条 原産品 (Article 23 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                                                        |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (i) 「締約国の原産材料」とは、締約国の原産品であって、当該締約国において他の製品の生産に使用されるもの（第25条1の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。                                                                                                                                                                                              |

## 第2部 主要な基本的概念

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| “originating material of a Party” means an originating good of a Party which is used in the production of another good in the Party, including that which is considered as an originating material of the Party pursuant to paragraph 1 of Article 25;          |
| <b>⑫インドネシアEPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                              |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                     |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                                                                               |
| (i) 「締約国の原産材料」とは、締約国の原産品であって、当該締約国において他の製品の生産に使用されるもの（第30条1の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。                                                                                                                                                                     |
| the term “originating material of a Party” means an originating good of a Party which is used in the production of another good in the Party, including that which is considered as an originating material of the Party pursuant to paragraph 1 of Article 30; |
| <b>⑬アセアン包括EPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                              |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                     |
| For the purposes of this Chapter, the term:                                                                                                                                                                                                                     |
| (h) 「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる製品又は材料をいう。                                                                                                                                                                                                                 |
| “originating good” or “originating material” means a good or material that qualifies as originating in accordance with the provisions of this Chapter;                                                                                                          |
| <b>⑭ベトナムEPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                                |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                     |
| For the purposes of this Chapter, the term:                                                                                                                                                                                                                     |
| (h) 「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる製品又は材料をいう。                                                                                                                                                                                                                 |
| “originating good” or “originating material” means a good or material that qualifies as originating in accordance with the provisions of this Chapter;                                                                                                          |
| <b>⑮スイスEPA 附属書2第1条 定義 (Annex II Article I Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                      |
| この附属書の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                   |
| For the purposes of this Annex,                                                                                                                                                                                                                                 |
| (j) 「非原産材料」とは、この附属書に従って原産品とされない材料をいう。                                                                                                                                                                                                                           |
| “non-originating material” means a material which does not qualify as an originating product under this Annex;                                                                                                                                                  |
| <b>⑯インドEPA 第26条 定義 (Article 26 Definitions)</b>                                                                                                                                                                                                                 |
| この章の規定の適用上、                                                                                                                                                                                                                                                     |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                                                                                                                                                               |
| (i) 「非原産材料」とは、この章の規定に基づき、原産国が両締約国以外の国とされる材料（非原産材料として輸入されるもの）及び原産地を決定することができない材料（原産地が決定されないもの）をいう。                                                                                                                                                               |
| the term “non-originating material” means any materials whose country of origin is other than the Parties (imported non-originating) and any material whose origin cannot be determined (undetermined origin) under this Chapter;                               |

|                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (j) 「原産材料」とは、この章の規定に基づいて原産品とされる材料をいう。                                                                                  |
| the term “originating material” means any material that qualifies as originating under this Chapter; and               |
| <b>⑰ペルーEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)</b>                                                                        |
| この章の規定の適用上、                                                                                                            |
| For the purposes of this Chapter:                                                                                      |
| (i) 「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料をいう。                                                                                 |
| The term “non-originating material” means a material which does not qualify as an originating good under this Chapter; |
| (k) 「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。                                                                                   |
| The term “originating material” means a material that qualifies as originating under this Chapter;                     |

産品」と認定される自動車用エンジン（が存在するものと仮定して、当該自動車用エンジン）について考えることとする。

この自動車用エンジンは、エンジンという産品として見る限りにおいては、原産品であるが、仮にオーストラリア国内で自動車の生産に使用される場合には、当該エンジンは自動車の材料とみなされることから、「原産」という資格を有する材料＝「原産材料」とみなされることとなる。（その上で、当該生産される自動車がおーストラリアEPAの下での「オーストラリア原産品」と認められるか認められないかを判断することとなる。）

一方、原産品でないもの＝「非原産品」を他の産品の材料として使用する場合には、「非原産」という資格を有する材料＝「非原産材料」と見なされることとなる。

個々のEPAにおける「原産材料」及び「非原産材料」に係る規定を確認すると、表2-3のとおりとなる。

同表を見ると、原産材料・非原産材料を定義の有無が各EPAによりまちまちであることは分かるが、表2-3だけではやや分かりづらいところ、それらの有無を表2-4において一覧してみる。

原産材料については、単に「原産材料 (originating material)」と規定するものと「締約国の原産材料 (originating material of a Party)」と規定するものの2つのタイプがある。以下、両者を併せて「原産材料」として記載する。

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 原産材料のみ規定しているもの         | ：9本（下記以外のEPA）   |
| 非原産材料のみ規定しているもの        | ：2本（シンガポール、スイス） |
| 原産材料と非原産材料の両者を規定しているもの | ：3本（タイ、インド、ペルー） |

次に定義の内容について見てみる。

原産材料・非原産材料の定義の方法には、大まかに述べればそれぞれ2通りの手法が見られる（表2-5参照）。

原産材料に関しては、①「他の産品の生産に使用される締約国の原産品」とするもの、及び、

表2-4

|            | 「締約国の原産材料」 | 「原産材料」 | 「非原産材料」 |
|------------|------------|--------|---------|
| シンガポールEPA  | —          | —      | ○       |
| メキシコEPA    | —          | ○      | —       |
| マレーシアEPA   | ○          | —      | —       |
| フィリピンEPA   | ○          | —      | —       |
| チリEPA      | ○          | —      | —       |
| タイEPA      | ○          | —      | ○       |
| ブルネイEPA    | ○          | —      | —       |
| インドネシアEPA  | ○          | —      | —       |
| アセアン包括EPA  | —          | ○      | —       |
| ベトナムEPA    | —          | ○      | —       |
| スイスEPA     | —          | —      | ○       |
| インドEPA     | —          | ○      | ○       |
| ペルーEPA     | —          | ○      | ○       |
| オーストラリアEPA | —          | ○      | —       |

表2-5

|            | 「原産材料」の定義            |                                                                                        | 「非原産材料」の定義                    |                                                                 |
|------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|            | 他の製品の生産に使用される締約国の原産品 | ○○の規定に従って原産品とされる (qualifies as originating in accordance with the provisions of …等) 材料 | 他の製品の生産に使用される製品であって、原産材料でないもの | ○○に従って原産品とされない (not qualify as originating product under …等) 材料 |
| シンガポールEPA  |                      |                                                                                        | ×                             | ×                                                               |
| メキシコEPA    | ×                    | ○                                                                                      |                               |                                                                 |
| マレーシアEPA   | ○                    | ×                                                                                      |                               |                                                                 |
| フィリピンEPA   | ○                    | ×                                                                                      |                               |                                                                 |
| チリEPA      | ○                    | ×                                                                                      |                               |                                                                 |
| タイEPA      | ○                    | ×                                                                                      | ○                             | ×                                                               |
| ブルネイEPA    | ○                    | ×                                                                                      |                               |                                                                 |
| インドネシアEPA  | ○                    | ×                                                                                      |                               |                                                                 |
| アセアン包括EPA  | ×                    | ○                                                                                      |                               |                                                                 |
| ベトナムEPA    | ×                    | ○                                                                                      |                               |                                                                 |
| スイスEPA     |                      |                                                                                        | ×                             | ○                                                               |
| インドEPA     | ×                    | ○                                                                                      | ×                             | ×                                                               |
| ペルーEPA     | ×                    | ○                                                                                      | ×                             | ○                                                               |
| オーストラリアEPA | ×                    | ○                                                                                      |                               |                                                                 |

(注) 斜線を施した箇所は定義が規定されていないことを表す。また、「○」及び「×」に関しては、各定義における2つの概念のうち、採用されているものに「○」を、採用されていないものに「×」を、それぞれ付すものである。

②「〇〇の規定に従って原産品とされる材料」というものの2種類がある。原産材料の定義が存在する11本のEPAのうち、前者は6本のEPAが、後者は5本のEPAがそれぞれ採用している。なお、アセアン包括EPA以降のEPAは、いずれも②のスタイルを採用していることが注目される。

非原産材料に関しては、原産材料とパラレルな構造になっているということも可能であろう。すなわち、①「他の製品の生産に使用される産品であって、原産材料でないもの」とするもの、及び、②「〇〇の規定に従って原産品とされない材料」というものの2種類が存在する。そして、非原産材料の定義が存在する5本のEPAのうち、前者は1本のEPA（タイEPA）が、後者は2本のEPA（スイスEPA及びペルーEPA）がそれぞれ採用している。残りの2本、すなわち、シンガポールEPAとインドEPAは、特徴的な規定となっており、以下に説明を加える。

シンガポールEPAは、「製品の生産国とは原産地が異なる材料である」と規定している。

一方、インドEPAの定義においては2種類のものが含まれている。すなわち、

(i)原産国が両締約国（日本及びインド）以外のもの、及び、

(ii)原産地を決定することができない材料

の2種類である。

この(i)について補足すると以下の通りとなる。

例えば、日本にとっては日本以外の国（インドを含む。）で生産された材料は非原産材料となるが、インドで生産されインドEPAの下でのインドの原産品と認められるものは、同EPAの累積の規定により、日本の原産材料とみなされることとなる。すなわち、相手締約国の原産材料は非原産材料には含まれないこととなることから、「原産国が両締約国以外の国とされる材料」と規定されているものと解される。

次に(ii)については、それまでの日本のEPAにおいては明示的な言及はなく、日本のEPAにおいてはインドEPAにおいて初めて導入されたものである。詳細については、補足2-1を参照されたい。

## 【補足 2-1】 undetermined origin（原産地が決定されないもの）について

本文で述べた通り、インドEPAにおいては、それまでの日本のEPAにおいては導入されていなかった、「原産地を決定することができない材料（原産地が決定されないもの）（any material whose origin cannot be determined（undetermined origin）」）を非原産材料に含めるという規定が導入された。

さて、材料は、概念的には「原産材料」及び「非原産材料」のいずれであるかが一意的に決定できるはずであり、「原産地を決定することができない材料」というものは存在し得ないのではないとも考えられるところであるが、どういったものなのであろうか。

それは、当該材料が原産材料であるかないかを決定するのに必要な情報が何らかの理由（例えば、当該材料の生産者から提供されない、当該情報が保管されていない）により利用可能ではなく、したがって原産地を決定することができないといったものが想定される。

すなわち、概念としてではなく、現実的な観点から「原産地を決定することができない材料」というものが存在し得ることとなる訳であるが、産品が原産品であるかないかの決定に当



たって、この材料をどのように扱うべきであろうか。

産品が原産品であるかないかを決定する際に適用される品目別規則については、関税分類変更基準又は加工工程基準に基づくものは非原産材料に対してのみ適用され、また、付加価値基準に基づくものについては原産材料又は非原産材料の価額が必要となる場所、使用される材料について原産材料であるか非原産材料であるかが判明していることが必要である。

そこで、「原産地を決定することができない材料」を産品の生産に使用する場合、それを原産材料と非原産材料のいずれに区分すべきであるかが問題となる。

原産材料に関しては、それが原産地規則を満たしていることを適切に証明することが必要であるところ、仮に「原産地を決定することができない材料」を原産材料として扱うこととすると、抜け道として利用される（すなわち、非原産材料であるにも関わらず、原産性に関する情報が入手できないと偽って「原産地を決定することができない材料」として扱い、原産性を獲得し易くしようとする）可能性が十分に想定されるところ、原産材料としてではなく、非原産材料として扱うのがより合理的であるものと思われる。

こういった考え方にに基づき、「原産地を決定することができない材料」を非原産材料に含めるという規定が導入されていると解される。

さて、インドEPAにおけるこの規定については、同EPAにおいて全く新規に導入されたという訳ではなく、例えば以下のような規定の影響を受けているのではないかと解される。

○アセアン-インドFTA<sup>29)</sup>のAnnex 2-Rule 4(c)

RULE 4 Not Wholly Produced or Obtained Products

(c)The value of the non-originating materials shall be:

- (i)the CIF value at the time of importation of the materials, parts or produce; or
- (ii)the earliest ascertained price paid for the materials, parts or produce of undetermined origin in the territory of the Party where the working or processing takes place.

第4規則 完全に得られず、又は生産されない産品

(c)非原産材料の価額は

- (i)材料、部品若しくは産品の輸入時におけるCIF価額
- (ii)原産地が決定されない材料、部品若しくは産品に関して、加工又は作業が行われる国の領域において最初に確認された支払価格 (和文：筆者による仮訳)

すなわち、付加価値の計算に当たっては原産地が決定されない材料、部品及び産品の価額を非原産材料の価額に含めることを(ii)に規定しており、この概念の影響を受けていることが考えられる。

インドが締結しているFTAに関して遡ってみると、インド-スリランカFTAのAnnex—‘C’ RULES OF ORIGIN<sup>30)</sup>において次のような規定がある。

29) AGREEMENT ON TRADE IN GOODS UNDER THE FRAMEWORK AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC COOPERATION BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS (2009年8月13日 署名)  
<https://commerce.gov.in/trade/ASEAN-India%20Trade%20in%20Goods%20Agreement.pdf> (2020年6月7日閲覧)



7. Not wholly produced or obtained:-

- (a) Within the meaning of rule 5(b), products worked on or processed as a result of which the total value of the materials, parts or produce originating from countries other than the Contracting Parties or of undetermined origin used does not exceed 65% of the f.o.b. value of the products produced or obtained and the final process of manufacture is performed within the territory of the exporting Contracting Party shall be eligible for preferential treatment, subject to the provisions of clauses(b),(c),(d)and(e)of rule 7 and rule 8. (下線強調：筆者)

7 完全には生産されず、得られないもの

- (a)第5規則(b)の適用において、締約国以外の国の原産である又は原産地が決定されない材料、部品又は製品の総価額が、生産され又は得られた製品のFOB価額の65%以下となり、かつ、生産の最終工程が輸出締約国の領域において行われることとなる作業又は加工が施される製品は、第7規則の(b)、(c)、(d)及び(e)並びに第8規則の規定に従うことを条件として、特惠待遇を受ける資格を有するものとする。(和文：筆者による仮訳、下線強調：筆者)

ここで、「締約国以外の国の原産である (originating from countries other than the Contracting Parties)」とは「非原産の」と同等であると解されるところ、上記の規定においては、非原産の材料等と原産地が決定されない材料等とが並置されていることとなる。

すなわち、アセアン-インドFTAのように、非原産材料の価額に原産地が決定されない材料等に係る支払価格を含めるのではなく、非原産の材料等の価額と原産地が決定されない材料等の価額とが同等のものであると規定することにより、両者を同じに扱っていることを表したものと解される。

なお、この概念は、インドのFTAに固有のものではなく、例えば2004年当時のAFTA原産地規則のRule 3(b)において、以下のように規定されている。

- (b)The value of the non-originating materials, parts or produce shall be:  
 (i)The CIF value at the time of importation of the products or importation can be proven;  
 or  
 (ii)The earliest ascertained price paid for the products of undetermined origin in the territory of the Member State where the working or processing takes place.  
 (b)非原産の材料、部品又は製品の価額は、  
 (i)輸入されたことを証明することができる製品については、輸入時のCIF価額  
 (ii)原産地が決定されない製品に関して、加工又は処理が行われる加盟国の領域において最初に確認された支払価格

(和文：筆者による仮訳。なお(i)の原文は、筆者には文法的にやや破格のように感じられたことから、ここでは意識を行っている。すなわち、or importationはthe importation of

30) Free Trade Agreement Between the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka and the Republic of India (1998年12月28日署名)  
[http://www.doc.gov.lk/images/pdf/our\\_services/isfta/isfta\\_roo.pdf](http://www.doc.gov.lk/images/pdf/our_services/isfta/isfta_roo.pdf) (2020年6月7日閲覧)

## 第2部 主要な基本的概念

which、whose importation 又は where importation となるべきではないかと解釈した上で上記のような訳を行ったところである。）

更に過去の FTA に遡ると、ヤウンデ・ルールの第4条において以下のように規定されている。

### Article 4

Where Lists A and B, drawn up pursuant to Article 3, provide that goods obtained in a Member State or an Associated State shall only be considered as originating therein if the value of the products worked or processed does not exceed a given percentage of the value of the goods obtained, the values to be taken into consideration in determining such percentage shall be:

- on the one hand:

as regards products whose importation can be proved: their customs value at the time of importation, whether permanent or temporary;

as regards products of undetermined origin: the earliest ascertainable price paid for such products in the territory of the State where manufacture takes place;

- on the other hand:

the ex-factory price of the goods obtained, less internal taxes refunded or refundable on exportation.

### 第4条

加盟国又は Associated State において得られる産品に関し、加工され又は処理された産品（筆者注：「材料」に相当）の価額が得られた産品（筆者注：「最終産品」に相当）の価額の一定の割合以下である場合においてのみ、当該得られた産品が当該加盟国又は Associated State の原産品であると見做すものとする旨を、第3条に従って策定されるリスト A 及び B（筆者注：品目別規則の表に相当）において規定している場合、上述の「一定の割合」を決定するに当たって考慮すべき価額とは以下のものとする。

一加工され又は処理された産品に関しては、

輸入されたことが証明できるものについては、輸入（恒久的であるか一時的であるかを問わない。）時の課税価額とし、原産地を決定できないものについては、生産が行われた国の領域における最初の確認可能な支払価格とする。

一得られた産品に関しては、

得られた産品の工場仕出価格から輸出時に払い戻された又は払い戻される内国税を差し引いたものとする。

（和文：筆者による仮訳）

このヤウンデ・ルールが策定された時点においては、国内で生産された材料は原産材料であり、外国から輸入された材料は非原産材料であるという単純な図式が想定されていたと推測されるところ、上記の「輸入されたことが証明できるもの」とは非原産材料に相当すると解される。

すなわち、付加価値の計算において、非原産材料の価額と原産地を決定できない材料の価額とが同列に扱われていることが見て取れるところ、原産地を決定できない材料については非原

産材料と同等に扱っていると解される。

このルールは、上記のAFTA原産地規則Rule 3(b)と同様の構造になっていると解されるが、このヤウンデ・ルールがAFTA原産地規則に直接的な影響を及ぼしているかいないかについて、確定的なことを述べることは困難である。

## (2) 「原産材料」であるかないかの判断に用いる原産地規則

では、「原産材料」が「原産」という資格を有しているかいないかを、どの原産地規則に拠って判断すればよいのであろうか。

結論から述べれば、最終的な産品が原産品であるかないかの判断を行う際に用いる原産地規則に基づいて判断することとなる。

上記(1)で述べた、「オーストラリアで生産された自動車用エンジンを用いて、オーストラリアで自動車を生産する」という事例に照らして述べると、

- ①最終的な産品＝自動車であり、それがオーストラリアEPAの下でのオーストラリア原産品と認められるか認められないかは、オーストラリアEPAの原産地規則に基づき判断することとなり、したがって、
- ②オーストラリアで生産された自動車用エンジンが「オーストラリアの原産品であるかないか」（又は自動車用エンジンを材料とみなした上で言い換えれば「オーストラリアの原産材料であるかないか」）を判断するための原産地規則は、オーストラリアEPAの原産地規則となる。

以上は、一見すると当然のことと思われるかもしれないが、オーストラリアが保持する原産地規則は、オーストラリアEPAの原産地規則だけではなく、非特惠原産地規則、TPP11協定の原産地規則、日本以外の他の国とのFTAの原産地規則等複数あることから、それらの他の原産地規則ではなく、オーストラリアEPAの原産地規則に基づき判断するということを明確に理解しておく必要がある。

次に、「インドネシアで生産された自動車用エンジンを部品として用いて、インドネシアにおいて自動車を生産する」という事例を考えてみる。

この自動車を日本に輸入するに当たって、EPA特惠税率を適用することを考えてみよう。

現時点（2021年1月）において、日本とインドネシアとの間で有効なEPAとしては、インドネシアEPAとアセアン包括EPAの2つが存在している。そこで後者に基づくアセアン包括特惠税率を適用することを想定してみる。

この自動車にアセアン包括特惠税率を適用するためには、当該自動車がアセアン包括EPAの下でのインドネシア原産品であることが必要であり、そうであるかないかを判断するための原産地規則は、アセアン包括EPAの原産地規則である。

そして、当該自動車の生産に使用する自動車用エンジンがインドネシアの原産材料であるかないかを決定するための原産地規則は、アセアン包括EPAの原産地規則であって他の原産地規則（例えば、インドネシアEPAの原産地規則）ではないことに、十分に留意する必要がある。

日本とインドネシアとの間で有効なEPAなのだから、インドネシアEPAの原産地規則に基

づいて、自動車用エンジンがインドネシア原産品であるかないかを判断しても問題ないのではないかと思われるかもしれないが、インドネシアEPAとアセアン包括EPAとは相互に独立した別個の法的文書であり、代替するものではなく、また、協定上も認められていない<sup>31)</sup>。

### (3) 製品の生産国において生産された材料の原産性について

(1)で述べたとおり、原産材料とは「原産」という資格を有する材料である。

また、(2)で述べたとおり、最終的な産品が、例えばオーストラリアEPAの下での原産品であるかないかを判断する際に、当該産品の生産に用いられる材料が原産材料であるかないかを判断するための原産地規則はオーストラリアEPAの原産地規則である。

この場合において、オーストラリア国内で生産される産品のすべてがオーストラリアEPAの下での要件を満たす訳ではないことは明らかであり、したがって、オーストラリア国内で生産される材料——より普遍的に述べれば、最終的な産品の生産国の国内において生産される材料——のすべてが原産材料と認められる訳ではなく、一部は非原産材料と認められることとなる。(この点を正確に理解しておかないと、下記第2章第3節に掲げる付加価値基準に係る説明のうち、「非原産材料価額」の理解に困難を来し得ることに留意されたい。)

### (4) 「1次材料」・「2次材料」と「原産材料」・「非原産材料」との関係

ここで上記(2)において考察した事例に、「原産材料」・「非原産材料」と言う概念を加えて考察を加えてみる。

図2-2において、材料R1及びR2はX国の非原産材料、材料R3及びR4はX国の原産材料であるものとし、非原産材料R2と原産材料R3とから製造された中間財M1は所定の原産地規則の要件を満たすことにより、X国の原産品と認定されるものとする。

この場合において、産品Aから見た原産材料及び非原産材料はそれぞれどれであろうか。

上記(2)で述べた(＃1)の考え方に立てば、R2及びR3は「材料」とはみなさないことから、したがって原産材料はR4及びM1となり、非原産材料はR1となる(すなわち、R2がM1に取り込まれた時点でR2が持っていた「非原産」という性格は失われることとなり、その結果、Aから見た非原産材料はR1のみということとなる。)

一方、(2)の(＃2)の考え方に立てば、R2及びR3は「材料」と見なされることから、したがって原産材料はR3及びR4となり、非原産材料はR1及びR2となる(表2-6参照)。

これより分かるとおり、1次材料のみを対象とするか、それとも2次材料まで考慮するかによって、「原産材料」及び「非原産材料」の範囲が異なり得ることが見てとれる。(このことは、

31) アセアン包括EPA第23条(h)において

…「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる…材料をいう。

…“originating material” means a … material that qualifies as originating in accordance with the provisions of this Chapter;

と規定されている。したがって、「この章(第3章)の規定」=アセアン包括EPAの第3章の規定に従ってoriginatingであると認められるものだけがアセアン包括EPAの下での「原産材料」となり、インドネシアEPAの規定を満たすかみたさないかは何の関係もないこととなる。

図2-2

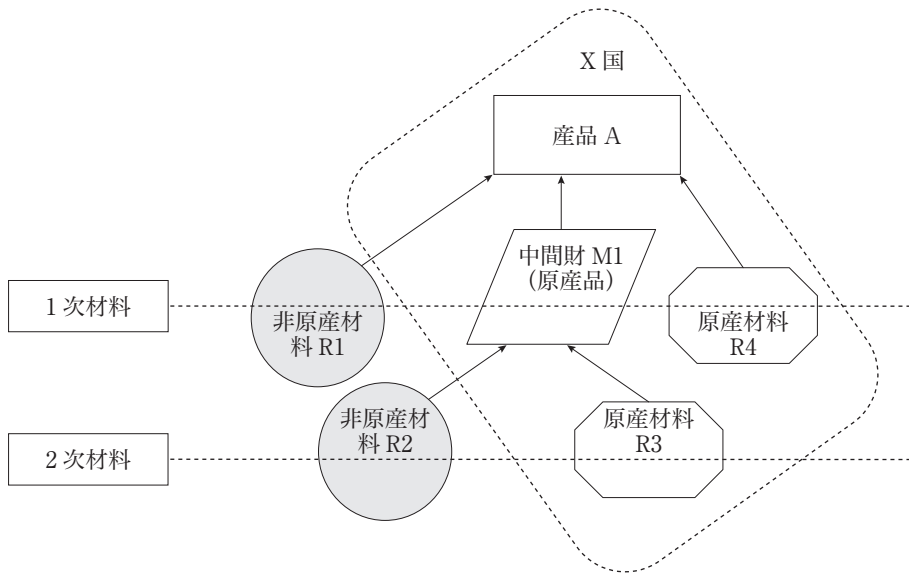


表2-6

|               | 原産材料  | 非原産材料 |
|---------------|-------|-------|
| 1次材料のみに着目する場合 | R4、M1 | R1    |
| 2次材料をも考慮する場合  | R3、R4 | R1、R2 |

下記第2章第3節に掲げる付加価値基準に係る説明のうち、「非原産材料価額」の理解に不可欠な要素である。)

何がどう違うのか、と思われるかもしれないが、品目別規則が付加価値基準に基づいている場合には、これが大きく効いてくることとなる。

すなわち、1次材料のみに着目する場合には、原産材料の価額にはR4の価額の他に、M1の価額(=R2の価額+R3の価額+M1の生産コスト+利益等)が算入されることとなるが、2次材料のみに着目する場合には、原産材料の価額にはR4の価額に加えて算入されるのは、M1の価額ではなくそのうちのR3の価額のみとなることから、原産資格の獲得し易さに影響が及ぶこととなる。

